国会事項

開会式

第百九十五回国会の開会式は、十一月八日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百九十五回国会の開会式を行うに当たり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

去る十月二十二日衆議院議員の総選挙が行われ、十一月一日をもって特別国会が召集されました。

我々は、新たな決意の下に、内政、外交の各般にわたり、適切な施策の推進に万全を期さなければなりません。

ここに、国会は先の総選挙による新議員を迎え、我々に課せられた重大な使命に鑑み、日本国憲法の精神を体し、各々最善を尽くしてその任務を遂行し、もって国民の信託に応えようとするものであります。

次に、天皇陛下から次の　おことばを賜った。

本日、第百九十五回国会の開会式に臨み、衆議院議員総選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

質問書提出

十一月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理が加計問題の獣医学部新設を初めて知った日に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

ＧＰＳ端末等により位置情報を取得する捜査に関する質問主意書（階猛提出）

ＳＮＳ上で自殺志願者を集める行為の規制に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

報告書受領

十一月七日内閣から次の報告書を受領した。

内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十九年一月二十日から同年十月三十一日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

参議院

報告書受領

十一月七日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十九年一月二十日から同年十月三十一日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

人事異動

内閣

外務大臣　河野　太郎

経済産業大臣　世耕　弘成

第二十九回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十九年十一月二十二日までとする

（各通）

（経済局長）外務事務官　山野内勘二

（通商政策局長）経済産業事務官　田中　繁広

第二十九回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十九年十一月二十二日までとする

（各通）

（通商政策局通商交渉官）同　吉田　泰彦

（大臣官房参事官兼経済局）外務事務官　小泉　勉

第二十九回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表随員を命ずる

期間は平成二十九年十一月二十二日までとする

（各通）

文部科学大臣　林　芳正

（ハンガリー国駐箚）特命全権大使　佐藤　地

第三十九回ユネスコ総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十九年十一月二十八日までとする

（各通）

（国際統括官）文部科学事務官　川端　和明

（大臣官房国際文化交流審議官）外務事務官　宮川　学

第三十九回ユネスコ総会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十九年十一月二十八日までとする

（各通）

外務副大臣　中根　一幸

経済産業副大臣　武藤　容治

第二十六回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十九年十一月二十二日までとする

（各通）

（経済協力開発機構日本政府代表部在勤）特命全権大使　大江　博

第二十六回国際エネルギー機関閣僚理事会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十九年十一月二十二日までとする

（以上十一月二日）

○文部科学大臣臨時代理

国務大臣　松山　政司

文部科学大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月三日）

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　松山　政司

文部科学大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月五日）

国務大臣　林　芳正

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（十一月六日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　松山　政司

経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　松山　政司

内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上十一月七日）

皇室事項

認証官任命式

十一月二日午後六時四十分、宮中において、復興副大臣土井亨、同浜田昌良、内閣府副大臣赤間二郎、同越智隆雄、同松本文明、総務副大臣奥野信亮、総務副大臣兼内閣府副大臣坂井学、法務副大臣兼内閣府副大臣葉梨康弘、外務副大臣中根一幸、同佐藤正久、財務副大臣上野賢一郎、同木原稔、文部科学副大臣丹羽秀樹、文部科学副大臣兼内閣府副大臣水落敏栄、厚生労働副大臣高木美智代、同牧原秀樹、農林水産副大臣礒崎陽輔、同谷合正明、経済産業副大臣西銘恒三郎、経済産業副大臣兼内閣府副大臣武藤容治、国土交通副大臣牧野京夫、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣秋元司、環境副大臣渡嘉敷奈緒美、環境副大臣兼内閣府副大臣伊藤忠彦及び防衛副大臣兼内閣府副大臣山本朋広の認証官任命式が行われた。

官庁報告

法務

公証人任免

山口地方法務局所属公証人石川和雄は願により公証人を免ぜられた。

梅田実は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人石川和雄の後任を命ぜられた。（以上十一月一日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月９日

宮城労働局長　北條　憲一

第４号中「１時間815円」を「１時間840円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月15日から効力を生ずる。